



第2次ナショナルサイクルートを指定しました

我が国を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートとして、新たに3つのナショナルサイクルートを指定しました。

1. 第2次ナショナルサイクルート（別紙1参照）

名称	延長	起終点
トカプチ 400	403km	自：北海道帯広市 JR 帯広駅 至：北海道帯広市 JR 帯広駅 （帯広市を起終点とし上士幌町から大樹町までを8の字で結んだルート）
太平洋岸自転車道	1,487km	自：千葉県銚子市 銚子駅 至：和歌山県和歌山市 加太港
富山湾岸サイクリングコース	102km	自：富山県氷見市脇 至：富山県朝日町境

第1次ナショナルサイクルートは、「つくば霞ヶ浦りんりんロード」（茨城県）、「ピワイチ」（滋賀県）、「しまなみ海道サイクリングロード」（広島県、愛媛県）の3ルートです。

2. 各ルートの概要

・トカプチ 400

大雪山国立公園や太平洋などの広大かつ豊かな自然風景、十勝平野の肥沃な大地に広がる農業・酪農の風景があります。北海道東部に広がる十勝平野を8の字に結んだ、延長403kmのルートです。

・太平洋岸自転車道

千葉県銚子市から神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県の各太平洋岸を走り、和歌山市に至る延長1,487kmのルートです。世界遺産である富士山をはじめ、日本を代表する観光地・景勝地が多数存在します。

・富山湾岸サイクリングコース

「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟している富山湾の魅力が体感できる氷見市から朝日町までの延長102kmの湾岸沿いルートです。

3. これまでの経過

- (1) 候補ルートを選定（令和3年1月29日）
- (2) ナショナルサイクルルート審査委員会による審査（計3回、現地視察も実施）
審査委員会の開催状況については、以下のHPをご参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/ncr-root/index.html>

- (3) ナショナルサイクルルートの指定（令和3年5月31日）

ナショナルサイクルルート制度の概要は別紙2を、詳細は以下のHPをご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/road/bicycleuse/good-cycle-japan/assets/pdf/jitensha_detail.pdf

4. その他

後日、指定式（仮称）を開催する予定です。詳細は決まり次第、お知らせいたします。

お問い合わせ先

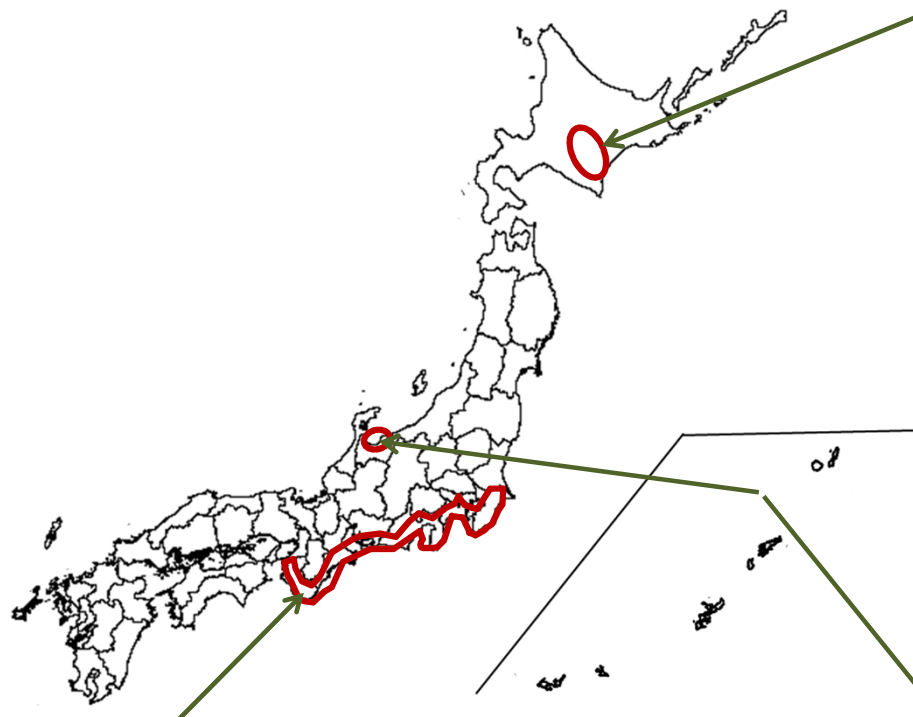
国土交通省道路局参事官（自転車活用推進本部事務局） 菅沼、船津

電話 03 - 5253 - 8111（内線38103、38127）

03 - 5253 - 8497（直通）

FAX 03 - 5253 - 1622





トカプチ400

■概要

帯広市を起終点とし上士幌町から大樹町までを8の字で結んだルート(北海道)
延長: 403km

■取組内容

【走行環境の整備】



矢羽根やルート案内等の設置
トンネルの安全対策

【サイクルツーリズム推進のための取組】



帯広駅バスターミナルおびくる(ゲートウェイ)
左: 自転車を積み込み可能なタクシー
右: 道路パトロールカーと連携したサポート体制



休憩施設の充実(サイクルラック設置、修理工具の貸出、タイヤチューブの販売)
レンタサイクルの乗捨、手荷物輸送
マップ(日・英・中(繁)・タイ)



太平洋岸自転車道

■概要

銚子市(千葉県)～和歌山市(和歌山県)
延長: 1,487km

■取組内容

【走行環境の整備】



矢羽根やルート案内等の設置

【サイクルツーリズム推進のための取組】



道の駅とはし(ゲートウェイ)

道の駅伊豆ゲートウェイ函南(ゲートウェイ)



周参見駅観光案内所(サイクルステーション) (左: わかやまサイクリングフェスタ2019、中: スタッフラー(御前崎)、右: 女子会&復興支援イベント)

太平洋岸自転車道を活用したイベント



マップ(日・英)を作成し、ホームページ等で紹介



統一ロゴの作成

富山湾岸サイクリングコース

■概要

氷見市～朝日町(富山県)
延長: 102km

■取組内容

【走行環境の整備】



ルート案内や距離標等の設置

【サイクルツーリズム推進のための取組】



サイクルステーション サイクル・カフェ 看板(ゲートウェイ)

ヒスイテラス(サイクルステーション)



サイクルラック設置(浜黒崎キャンプ場) サイクルパーツの販売(道の駅雨晴) レンタサイクル(氷見市漁業文化交流センター)



「富山湾岸サイクリング」の開催

マップの作成(日・英・中(繁))

ホームページの開設(とやまサイクルナビ(日・英))



- 優れた観光資源を有機的に連携したサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るために、一定の水準を満たすルートを対象として「ナショナルサイクルルート」に指定する。
- ルートにおける取組の継続性を評価する必要があることから、新たなルートの指定の有無の確認については、国の自転車活用推進計画期間内に1回とし、3～5年ごとに実施する。

■ ナショナルサイクルルートの指定要件

観点	指定要件
1. ルート設定	①サイクルツーリズムの推進に資する魅力ある安全なルートであること ・ルートの延長が概ね100km以上であること(島しょ部を除く) 他
2. 走行環境	①誰もが安全・快適に走行できる環境を備えていること ・矢羽根等により自転車通行空間が整備されていること 他
	②誰もが迷わず安心して走行できる環境を備えていること ・経路などの路面表示、案内看板が設置されていること 他 (単路部概ね5kmごと、すべての分岐部)
3. 受入環境	①多様な交通手段に対応したゲートウェイが整備されていること ・鉄道駅などに、レンタサイクルや着替え場所等が整備されていること 他
	②いつでも休憩できる環境を備えていること ・サイクルステーションがルート上に概ね20kmごとに整備されていること 他
	③ルート沿いに自転車を運搬しながら移動可能な環境を備えていること
	④サイクリストが安心して宿泊可能な環境を備えていること ・ルート直近にサイクリスト向けの宿泊施設が概ね60kmごとにあること 他
	⑤地域の魅力を満喫でき、地域振興にも寄与する環境を備えていること
	⑥自転車のトラブルに対応できる環境を備えていること
	⑦緊急時のサポートが得られる環境を備えていること ・救急車などが概ね2kmごとに到達できること 他
4. 情報発信	①誰もがどこでも容易に情報が得られる環境を備えていること ・ホームページなどで日英2か国語以上により情報発信をしていること 他
5. 取組体制	①官民連携によるサイクリング環境の水準維持等に必要取組体制が確立されていること

■ ナショナルサイクルルートの指定手続き

